

とまこまいマラソン大会競技規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この競技規則は、競技運営するにあたりとまこまいマラソン大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が決定した大会要項に基づき、必要な事項を定める。

(会場)

第2条 会場は、苫小牧市立勇払小・中学校周辺（北海道苫小牧市勇払132）を主会場とする。

(コース)

第3条 会場を含めた勇払・苫東地区の周回コース及び折り返しコースとする。

2 競技者は係員の誘導指示に従い、車道の左側を走ることを基本とする。ただし、道路状況や緊急時などやむをえない事情がある場合はこの限りではない。

3 コースの測定は主催者が委託する業者により行うが、公認コース申請を行うものではない。

4 コース上の鉄道踏切が万が一、閉鎖状態になった場合は競技続行不可と判断し、競技中止とする。

(種目)

第4条 種目は、2km（ファンラン）、10km、ハーフマラソンとする。

(集合時間ならびにスタート)

第5条 各種目のスタート場所への集合は、スタート時間15分前までに自主集合とする。

2 最終車随行後の選手のスタートは認めない。

3 最終出場確認はスタート地点に用意されたスタートライン通過とする。

(制限時間)

第6条 制限時間は、ハーフマラソンのみ適用し、スタート時間から2時間45分とする。

2 関門の場所及び制限時間については、ハーフマラソンのみ適用し、5km地点を40分、10km地点を1時間20分、15km地点を2時間、18.1km地点を2時間25分とする。

3 同条1項又は2項の制限時間を越えた競技者は、直ちに競技を終了しなければならない。

(服装)

第7条 競技者は、公序良俗に反しないようにデザインされ仕立てられた服装を着用しなければならない。また、他の競技者や審判員の判定に妨げになるような服装を着用してはならない。

2 政治的、宗教的又は思想的な啓蒙活動を目的とした服装を着用してはならない。

3 大会側が用意するナンバーカードを胸にはっきり見えるようにつけなければならない。ナンバーカードは、配布された形で着用しなければならず、切ったり折り畳んだり、数字を見えなくするなどの加工をしてはならない。

(失格)

第8条 次に掲げる不正行為を行った競技者は失格とする。

(1) 虚偽の申込みにより参加した競技者。

(2) 申込者と別人が参加した競技者。

(3) スタート時間にスタートラインよりも内側に並んでいない競技者。

(4) 参加する種目のスタート時間に、スタートラインを超えてコース上にいる競技者。

(5) コースをはずれ距離を短くした競技者。

(6) 使用者に不正利益を与える靴及び身体能力を向上させる器具（保護あるいは医療目的で、実行委員会が判断した身体保護具を除く。）等、有利さを使用者に提供する装置を使用した競技者。

(7) 他の競技者に対し、明らかな妨害行為を行った競技者。

- (8) 単に政治的、宗教的又は思想的な啓蒙活動を目的とした参加をする競技者。
(9) その他実行委員会の判断により、公序良俗に反し競技にふさわしくない行為を行った競技者。

(記録計測)

第9条 記録計測は、着順・タイム自動判定システムを採用する。なお、着順はフィニッシュラインを服や靴紐等に付けた計測用タグが通過した順により判定する。

(距離表示)

第10条 距離表示は、各コースともに1km毎に設置する。また、ハーフマラソンは「中間点」を設置する。

(給水所)

第11条 給水所は、ハーフマラソンの部は3km、6km、9km、12km、15km、18km付近、ゴール後に設ける。(スペシャルドリンクは受け付けない) 10kmの部は3km、6km、9km付近、ゴール後に設ける。2kmファンランの部は1km付近、ゴール後に設ける。

(伴走者)

第12条 障がいのある方で単独走行が困難な方は伴走者を1人付けることができる。この際に障がいの種別は問わない。(走行中における伴走者の動き)

- (1) いかなる場合も伴走者は競技者を引っ張り、押して前進させるといった推進を助けるようなことをしてはならない。
- (2) フィニッシュでは競技者が先にフィニッシュラインを越えなくてはならない。同時もしくは伴走者が先着した場合は失格とする。(ガイドロープ)※ランナーが視覚障がい者または盲ろう者の場合に適用
- (3) 競技者と伴走者はガイドロープを使用しなければならない。
- (4) ガイドロープの長さは50cm以内とする。
- (5) ガイドロープは手か腕でつながれていなくてはならない。
- (6) 原則同時に走行できるのは1人までとする。
- (7) 同時に2人の伴走を希望する場合(ランナーが視覚障がい者または盲ろう者の場合に限る)、事前に主催者へ申請すること。主催者への申請がなければ2人同時の走行は認めない。(途中での交代)
- (8) 途中での交代を行う場合、事前に主催者に申請すること。主催者への申請がなければ途中での交代は認めない。
- (9) 交代する伴走者は、道路規制開始の時間までに交代地点へ自力で到着しておくこと。
- (10)同時に伴走者が1人走行し、かつランナーが視覚障がい者である場合のみ申請できる。さらに競技規則を遵守している事を必須とする。
- (11)同時に伴走者が2人走行する場合は申請できない。

(その他)

第13条 その他については、実行委員会の判断により実施する。

第2章 競技役員等

(競技役員等)

第14条 実行委員会は、次の競技役員等(競技役員・競技運営職員・運営協力員)を設置することができる。ただし、役員とその数は原則的なもので、実行委員会の判断で変更することができる。

- 2 各役員等に主任をおくことができる。
- 3 役員等は、必要に応じ明瞭な服装又は印(ID等)をつける。
- 4 必要があれば補助員を設置してもよい。

(総括)

第15条 総括は、競技全般に係る業務を統括する。総括は原則として、競技運営班である苫小牧陸上競

技協会が担う。

(総務)

第16条 総務は、次の業務を担うものとする。

- (1) 競技役員の集合状況の把握及び必要に応じた補充措置をする。
- (2) コース整備状況の把握及び競技用具の確認をする。
- (3) 競技進行状況を把握する。
- (4) 天候急変に対する措置をする。
- (5) 補助員の任務状況の把握をする。
- (6) 実行委員会及び審判長と連携し、抗議に対する措置を行う。
- (7) 危険防止の措置をする。
- (8) 競技中の情報収集をする。

(総務員)

第17条 総務員は、次の業務を担うものとする。

- (1) 各競技役員の活動計画を作成する。
- (2) 競技役員、補助員の出欠状況の確認及びその補充をする。
- (3) 競技役員、補助員の集合解散の統制をする。
- (4) コース整備状況及び競技用具準備状況の確認をする。
- (5) 競技役員の配置状況を把握する。
- (6) 競技中における役員及び補助員の適正配置と活動状況を把握する。
- (7) 競技進行に関する事項並びにアナウンサーに連絡をする。
- (8) 競技役員間の連絡指示業務をする。
- (9) 場内整理について把握する。
- (10) 天候急変時の対策及び対応を行う。
- (11) 受付招集状況の確認をする。

(審判長)

第18条 審判長は、次の業務を担うものとする。

- (1) 競技規則が遵守されているかを監視し、競技中の起こった技術的問題、ならびに競技規則に明らかにされていない事項についても決定する。
- (2) 競技の順位決定について、その疑義ある順位あるいは審判員が決定し得ない順位に限り判定する。
- (3) 成績の問題点は、自動測定システム記録を優先し処理しなければならない。
- (4) 第6条の制限時間に従わない競技者を除外する権限を持つ。除外した場合、実行委員会に連絡をしなければならない。
- (5) 第8条の不正行為をする競技者に警告を与え、競技から除外する権限を持つ。除外した場合、実行委員会に連絡をしなければならない。
- (6) 競技運営に関する異議もしくは抗議を裁定する。

(技術総務)

第19条 技術総務は、総務の直接指導の下で行動し、次の業務を担うものとする。

- (1) 任務内の必要事項を審判長と協議し、競技の円滑な進行を図る。
- (2) コース内の各種ライン及びコース方向表示を確認する。
- (3) コース全般の路面状況等が、競技に支障がないか確認する。
- (4) 使用する用器具等について委託業者と調整し、設置準備状況や担当者の使用要領等を確認指導する。
- (5) 交通規制等競技進行に支障がおよぶと予想される箇所の準備状況を点検する。
- (6) 総務及び審判長に対し各種目スタート10分前の天候気象状況（特に気温・湿度）の報告を行う。
- (7) コース最終点検車の運行時に走路各関係役員（補助員を含む）に対し、必要により安全確保と誘導要領を指導する。

(役員係)

第20条 役員係は、次の業務を担うものとする。

- (1) 競技役員の出欠及び集合状況の確認をする。
- (2) その他、競技役員に対する事項（貸与・支給品、昼食、連絡調整等）を行う。

(出発係)

第21条 出発係は、次の業務を担うものとする。

- (1) 競技者に表示看板に従った自主的な集合整列ができるように誘導する。
- (2) スタート地点に、他種目の出走者がいないか確認し、他種目の出走者がいる場合には整列から移動させる。
- (3) 種目ごとにスタートさせた時刻を記録情報処理係に連絡する。
- (4) 不正スタートがないか監察し、不正スタートを確認した場合、ただちに審判長に連絡し、指示を受け対処する。
- (5) スターターに対し、正確で円滑にその任をこなせるよう援助する。
- (6) スターターの位置は、全種目とも同じ場所とする。

(スターター)

第22条 スターターは、次の業務を担うものとする。

- (1) スターターは、出発係の指示の下、各種目定時にスタートさせる。

(固定監察)

第23条 固定監察は、次の業務を担うものとする。

- (1) 審判長の補佐として指示された地点で競技を厳重に監察し、競技者や他の人によって規則違反があったり、妨害が発生したりした場合には、審判長にその内容を報告する。
- (2) 競技者が定められた走路を走っているか、他の助力を受けていないか、身体に異常を起こしている者がいないか等の監察に努める。
- (3) 競技者が安全に競技できるよう、競技者へのコースの指示や走路の確保に努める。
- (4) 規則違反や問題が起こった場合は、審判長へ報告する。また、競技終了後、規則違反があった場所、時間、内容を監察記録用紙に記入し審判長に提出する。
- (5) 競技途中棄権者の保護、競技継続危惧者の保護に関すること。(状況により、救急車及び救護担当への連絡を行う。)
- (6) 審判長の指示により、走者を規制誘導する。
- (7) 交差点部は、必ず固定監察員が立ち、競技者の適切な指導を行う。
- (8) 固定監察員の配置は、折り返し及び合流地点に2程度、幹線道路の交差点部に2名程度とし、その他は1名を基本とする。

(選手誘導係)

第24条 選手誘導係は、次の業務を担うものとする。

- (1) 競技者の誘導を行う。

第3章 補則

(委任)

第25条 この競技規則に定めのないものは、実行委員会の判断とする。

附 則

この規則は、令和6年5月29日から施行する。